

若者世代の意見の聴取と  
道政への反映方策の検討について  
(今後の取組に向けて)

平成29年4月

環境生活部くらし安全局道民生活課

はじめに	1
1 検討の背景	1
(1) 若者を取り巻く現状	1
(2) 条例及び基本計画上の位置付け	2
(3) 道議会での議論	3
2 意義・必要性	4
(1) 道政への意見反映	4
ア 次代を担う若者の意見	
イ 多様な価値観の対応	
(2) 社会参加の促進	4
ア 次代を担う自立した人づくり	
イ 社会性・市民性意識の涵養	
ウ 地域の一員としての自覚・住民参加の促進	
3 道としてのこれまでの取組	6
(1) 青少年100人委員会【平成19年度～平成20年度】	6
ア 目的	
イ 内容	
(2) 青少年の意識・意見調査【平成21年度～現在】	6
ア 目的	
イ 内容	
(3) パブリックコメント・広聴事業等	6
ア パブリックコメント	
イ 主な広聴事業	

(4)	各審議会等への若者委員の任用等	9
ア	現在の任用状況	
イ	委員への任用等の拡大に向けて	
ウ	若者枠の設置	
4	国・他都府県における若者の政策決定過程への参画事例	11
(1)	国の事例	11
ア	子供・若者育成支援推進大綱上の位置付け	
イ	青少年意見募集事業（内閣府）	
(2)	他の都府県の事例	12
5	若者意見の聴取方法と施策決定過程への反映のあり方整理	18
(1)	聴取の方法について	18
ア	アンケート	
イ	モニター制度	
ウ	アイデア、イラスト等の募集	
エ	シンポジウム、フォーラム、意見交換会	
オ	ワークショップ、グループワーク	
カ	審議会、委員会等への登用	
(2)	反映のあり方について	21
ア	計画等への反映（取り込み）	
イ	知事等への意見具申	
ウ	関係各部課における検討	
エ	審議会等への反映（送り込み）	
オ	その他（若者自立促進や活動の活性化などを目的とした取組）	
(3)	他の府県における若者世代の意見の聴取とその反映状況について	22

6	若者意見聴取に向けた試行事業の実施	27
(1)	インターネットを活用したアンケート調査の実施	27
	ア 調査内容	
	イ 試行結果の考察	
	ウ 北海道総合計画への反映	
(2)	SNSツール（スカイプ）を利用したWEB会議の開催	29
	ア 開催概要	
	イ スカイプの選択について	
	ウ 会場・使用機器・通信環境について	
	エ 試行結果の考察	
	オ 意見交換の概要（テーマと主な発言要旨など）	
	カ 資料	
7	審議会・庁内検討会での意見等	34
(1)	北海道青少年健全育成審議会における意見等	34
	ア 平成27年度第一回審議会意見	
	イ 平成27年度第二回審議会意見	
	ウ 平成27年度第三回審議会意見	
	エ 平成28年度第一回審議会意見	
(2)	庁内検討会での検討	36
	ア 第1回検討会	
	イ 第2回検討会	
8	今後の取組に向けて（まとめ）	37

はじめに

少子・高齢化の急速な進行や人口減少、地域の過疎化などによる社会情勢の変化は、家庭、学校、地域など青少年を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしており、近年では、ひきこもりや早期離職など若者の社会的自立の遅れなどが顕在化しているとともに、社会全体に占める青少年の割合が低下していることなどから、結果として青少年の意見が社会に届きにくい状況になっている。

しかし、多様化する道民ニーズに的確に対応し、効果的・効率的な行政を展開していくためには、北海道の未来を担う青少年の社会参画意識の高揚を図るとともに、その意見を道政に反映していくことが大変重要であることから、道では、北海道青少年健全育成基本計画（どさんこユースプラン。以下、「基本計画」という。）に基づき、北海道青少年健全育成審議会（以下、「審議会」という。）のご助言をいただきながら、平成27年度・平成28年度の2ヶ年にわたり、「若者世代の意見の聴取と道政への反映方策」について検討を行ってきた。

ここに、この間の具体的な取組などについて、まとめを行うものである。

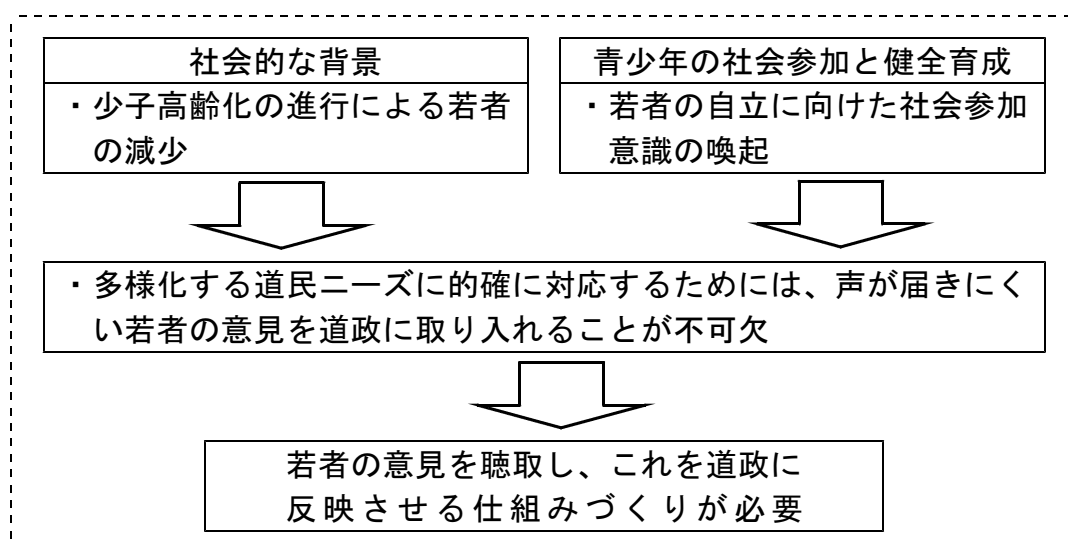
## 1 検討の背景

### (1) 若者を取り巻く現状

少子・高齢化に伴う人口構造の急激な変化の下、我が国の社会情勢の変化は家庭や学校、職場など若者を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしており、ひきこもりや若者の社会的自立の遅れなどといった状況を生じさせている。

このため、「次代を担う者として自覚し、健全な社会人として自立しようとする青少年の意欲」と「社会の形成に参画し、その発展に関わろうとする意欲」を培うことが求められている。

また、少子・高齢化の進行によって若者が減少しており、世代間において相対的に若者の声が道政に届きにくくなっている状況にある。



(2) 条例及び基本計画上の位置付け

道では、平成20年3月に北海道青少年健全育成条例（以下「条例」という。）第9条に基づき基本計画を策定した。この計画では、青少年の自立を促す環境づくりの一貫として、青少年の社会参画について、次のとおり取り組むこととしている。

【平成20年3月時の北海道青少年健全育成基本計画（どさんこユースプラン）（抜粋）】

基本方針Ⅱ 青少年の自立を促す環境づくり

施策の目標4 青少年の自立への意欲を培う環境づくりの促進

主な取組(18) 社会への関心・興味の育成

(取組の方向)

- 次代の大人社会の一員として青少年が、社会における自立の意欲を培うため、社会や就業の仕組み、ルールについて早い段階から社会への関心や興味を高める取組の推進に努めます。

この計画は、期間をおおむね10年間として策定し、中間見直しを行うこととしていたが、平成25年度に条例自体の一部改正を行ったことから、平成26年度に基本計画全般にわたる見直しを行った。

その際には、北海道議会での議論も踏まえ、審議会において計画全般に係る見直しについてご審議・ご議論をいただき、青少年一人ひとりが、社会の一員としてよりよい社会づくりに参加・貢献するための能力を身につける環境づくりを明確に位置付け、若者の社会参画を促す取組を推進することとし、次のとおり計画の該当箇所を改訂した。

【平成27年3月改訂後の基本計画（抜粋）】

基本方針Ⅱ 青少年の自立を促す環境づくり

施策の目標4 青少年の自立への意欲を培う環境づくりの促進

主な取組(16) 社会参加に向けた青少年の関心・興味の育成

(取組の方向)

- 次代の大人社会の一員として青少年が、自立して、社会の形成に参画し、その発展にかかわろうとする意欲を培うため、社会や就業の仕組み、ルールについて学び、早い段階から社会への関心や興味を高めるなど、青少年の社会形成・社会参加に向けた取組の推進に努めます。

※下線は改訂部分

### (3) 道議会での議論

基本計画見直しの時期に前後して、道議会では、若者たちが社会の一員として自立し、社会に積極的に関わろうとする態度を身につける「シティズンシップ教育」の推進や若者世代の社会参画について議論があり、若者の政策決定過程への参画について、そのあり方や手法など、幅広く意見を伺い、議論を深めてゆく旨の方向が示された。

#### 【平成26年9月19日 北海道議会一般質問に対する答弁（要旨抜粋）】

若者世代の社会参画に関し、若者の道政への参画についてであります。多様化する道民ニーズに的確に対応し、効果的、効率的な行政を展開していくためには、各世代の皆様と課題認識を共有していくことが大切であり、とりわけ北海道の未来を担う若者世代の意見を道政に反映していくことは、大変重要であると認識をしております。（高井副知事）

道といたしましては、今年度、見直しをすることとしております「北海道青少年健全育成基本計画」におきまして、青少年一人ひとりが、社会の一員としてよりよい社会づくりに参加・貢献するための能力を身につける教育を明確に位置付けまして、関係部局や、学校、家庭、地域などと連携をしながら、若者の社会参加を促す取組を推進してまいりたいと考えております。（環境生活部長）

#### 【平成26年11月28日 北海道議会一般質問に対する答弁（要旨抜粋）】

多様化する道民ニーズに的確に対応し、効果的、効率的な行政を展開していくためには、北海道の未来を担う若者の意見を道政に反映していくことが、大変重要と認識をいたしているところであります。

国の審議会においても、社会を担う次の世代を育成するという観点や若者の参加や意見により、よりよい社会を築くという観点などから、インターネットを活用した意見の聴取など、その手法の検討がされている状況であり、道におきましても、若者の政策決定過程への参画について、そのあり方や手法など、幅広く意見を伺い、議論を深めて参る考えであります。（知事）

#### 【平成27年2月27日 北海道議会一般質問に対する答弁（要旨抜粋）】

今後、若者の意見の反映に当たりましては、インターネットなどを用いた意見公募を行うなど、効果的な方法を検討するほか、新しい総合計画や若者に関わる各種施策への反映に努めるなど政策形成過程への参画を進めてまいります。（知事）

#### 【平成28年9月27日 北海道議会一般質問に対する答弁（要旨抜粋）】

若者の社会参画意識の高揚を図るとともに、彼らの前例にとられない自由な発想や提案をくみ上げながら、若者世代の声を生かした道政運営に取り組んでまいります。（知事）

## 2 意義・必要性

若者意見の聴取及び道政への反映について取り組むに当たり、その意義・必要性を以下のとおり整理した。

### (1) 道政への意見反映

#### ア 次代を担う若者の意見

10年後、20年後の本道を担うのはまさに現在の若者世代であるが、少子高齢化の進展により、社会全体に占める若者の比率が低下しており、結果として若者意見が届きにくくなっている現状にある。

このため、若者世代の意見を聴取し、道政に反映させていくことが重要である。

#### イ 多様な価値観への対応

世代によって価値観や感性、あるいは、それぞれの置かれている立場などが異なることから、多種多様な道政ニーズが存在するが、これらに的確に対応するためには、とりわけ豊かな感性と他の世代にはない視点や発想を持っている若者世代の意見を聴取し、道政に反映させていくことが重要である。

### (2) 社会参加の促進

#### ア 次代を担う自立した人づくり

厳しい雇用環境が続くなか、ニートやひきこもり等が社会問題化しており、また、新規就職者に占める早期離職者の割合も全国と比べて高率で推移しているなど、若者の自立の遅れが顕在化している。

このため、若者の政策決定過程への参画を通じて、社会や就業の仕組み、ルールについて早い段階から関心や興味を高めることにより、自立への意欲の醸成を図る必要がある。

#### イ 社会性・市民性意識の涵養

公職選挙法の改正により18歳から選挙を通じて社会に参画することが求められることとなったが、道が高校生を対象に行っている意識・意見調査(※)によると、大人として特に必要と思うこと、という問いに対して、「社会に関心を持って選挙など公的な活動に参加すること」や「社会や他の人のためにつくすことができること」の回答が、1割前後にとどまるなど、一般社会人として必要な社会性が育っていないことが明らかとなった。

このため、若者の政策決定過程への参画を通じて、大人として必要な社会性・市民性を身に付けるための機会を設ける必要がある。



#### ウ 地域の一員としての自覚・住民参加の促進

少子化や過疎化の進行などにより、地域における子ども同士のふれあいの機会、異年齢間の交流、社会体験の機会などが減少しており、道が高校生を対象に行っている意識・意見調査(※)によれば、地域のボランティア活動に参加している若者の割合が3割を切った年もあるなど、地域の一員としての自覚等に課題があることが明らかとなった。

このため、若者の政策形成過程への参画を通じて、地域社会の一員としての責任や役割について自覚を促す機会を設ける必要がある。

※ 青少年の意識・意見調査（平成28年11月北海道環境生活部くらし安全局道民生活課）

### 3 道としてのこれまでの取組

#### (1) 青少年100人委員会【平成19年度～平成20年度】

##### ア 目的

青少年自身の意見や意識を的確に把握し、北海道が行う青少年健全育成の取組に活かすとともに、青少年が自身の努力や社会とのかかわりを自覚しながら、次代の担い手として自立するきっかけづくりを行う

##### イ 内容

全道の中学生及び高校生約100名を委員に選任し、次の事業を実施した。

##### (7) アンケート調査の実施

基本計画素案や携帯電話に関する意識などについて、各委員を対象にアンケート調査を実施

##### (4) 懇談会の実施

全道14支庁（当時）において、各管内選出の委員と地域の大人が意見交換を実施

#### (2) 青少年の意識・意見調査【平成21年度～現在】

##### ア 目的

青少年の幅広い分野における意識や意見を長期的に調査することにより、その変化を把握し、基本計画や各種青少年健全育成施策への反映を行う

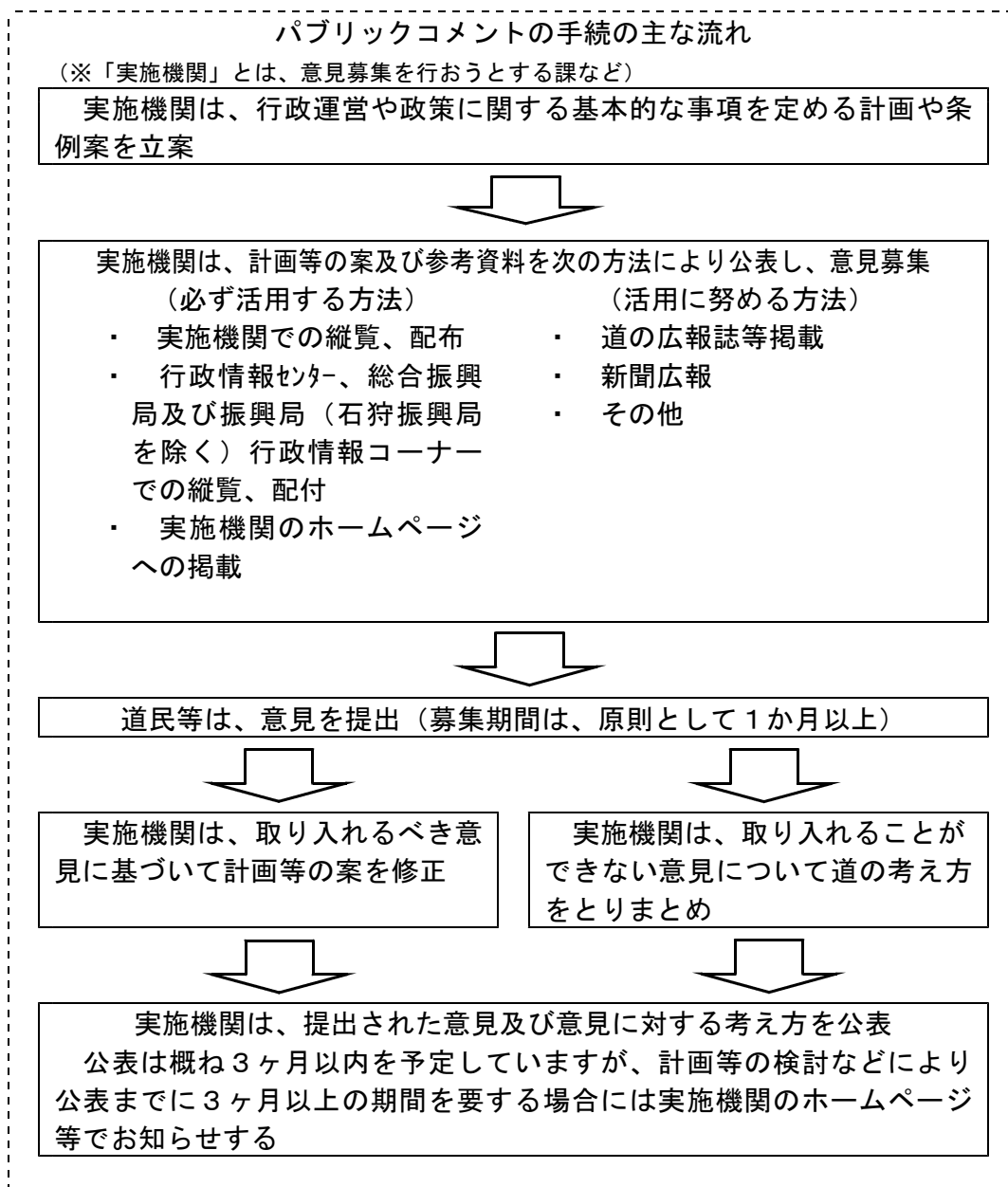
##### イ 内容

全道各地の高校2年生約360人を対象に、家庭・親子関係、生き方や道徳観・倫理観、学校生活などに関する意識・意見について、アンケート調査を実施

#### (3) パブリックコメント・広聴事業等

若者世代のみを対象としたものではないが、施策形成過程の公正の確保と透明性の向上を図り、公開と参加を基本とする道政を推進するため、平成13年4月から道民意見提出手続き（パブリックコメント）や広聴事業を実施している。

## ア パブリックコメント



イ 主な広聴事業

項 目	内 容
1 知事の地域訪問	「トップの顔の見える行政」をすすめ、効果的な道政の推進を図るため、「地域の方々との懇談」や「こんにちは知事です（施設等視察・関係者との交流）」を開催し、それぞれの地域における諸課題を把握するとともに、道政に関する内容について知事自らが説明し、意見交換を行う
2 道民意識調査	道民の道政に対する意向や意識を的確に把握し、政策形成に反映させるため、道政上の重要課題や主要施策に関する調査を実施する
3 道政相談等	住民から寄せられた道政に係る相談、苦情、要望、照会などを受けて関係部局と連携し対応する
4 知事に対する陳情等	知事に提出された陳情、意見、要望などを受けて関係部局と連携し対応する
5 道民便利サイト	各種相談窓口や制度の紹介など、道政全般に関する情報をホームページ上で公開する
6 各部局、総合振興局及び振興局の広聴活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合振興局長及び振興局長が様々な機会を捉えて管内住民と対話を行うなど、広く住民意向を把握し、特色ある地域づくりに役立てる</li> <li>・ インターネットを利用した会議室を設置し、道民意思を政策形成に役立てる</li> </ul>

(4) 各審議会等への若者委員の任用等

ア 現在の任用状況

道では、施策立案等の際に学識経験者や有識者からの意見を伺うための附属機関として各種の審議会等を設置しており、これらへの若者の委員等への任用状況については、次のとおりである。

○若者（概ね40歳未満）の道政への参画状況

（平成28年4月現在）

取組内容	参画状況
1 各種審議会等 各種審議会や意見交換会など 道民から意見をいただく場への 参画	30の審議会等に延べ100名が委員等 として任用（※）
2 事業等	
(1) 後援会等のイベントや各 種行事等における若者世代 の参画	7つの事業等に学生等が参画
(2) 講座開催等の事業実施に 当たっての若者の活用	4つの事業に48名が講師等として 参画
(3) 行政の若手職員等による プロジェクトチームへの参 画	1つの会議等に12名が参画

※ 北海道の各種審議会等の総数は246、定数は2,392名（北海道総務部行政改革局行政改革課ホームページ「知事が所管する附属機関等の情報公開のページ」より）

【中学生・高校生をメンバーとして構成する審議会（部会）】

北海道子ども未来づくり条例（平成16年10月制定）に基づき設置された「子どもの未来づくり審議会」の部会の一つである「子ども部会」の委員は22名以内の道内の中学生及び高校生で構成されており、少子化対策の推進に関する事項について、子どもの意見を表明する機会を確保するとともに、子どもの意見が適切に社会に反映される環境づくりを進めている。

イ 委員への任用等の拡大に向けて

庁内各部に対し、各種審議会、意見交換会やヒアリングをはじめ、道民からの意見や提案などをいただく際に、若者意見の聴取と反映について、配慮するよう要請した。

【若者世代の道政への参加機会の拡大について】

平成27年4月13日付け政策第12号 各部等代表課長あて  
総合政策部政策局参事、環境生活部くらし安全局道民生活課青少年担当課長通知

また、審議会などの委員を任命する際に、「設置目的に応じ、若者世代（概ね40歳未満の者）の任命に配慮する」よう基準を改正した。

【附属機関等の設置及び運営に関する基準の改正について】第4 1(5))

平成28年3月28日付け行革第1354号  
各部（局）長及び各総合振興局・振興局長あて 総務部長通知

ウ 若者枠の設置

次代を担う若者の意見を聴取する機会を確保し、若者の視点を審議に反映させること、若者の道政への積極的な参画推進、社会参加意識の醸成などを目的として、北海道青少年健全育成審議会委員の公募において満18～38歳の若年層に限定した「若者枠」を導入した。

【平成26年9月19日 北海道議会一般質問に対する答弁（要旨抜粋）】

「外部の方々から意見を聴取する場において若者の参加を拡大するなど、道政への積極的な参画を推進してまいりたい」（高井副知事）

#### 4 国・他都府県における若者の政策決定過程への参画事例

##### (1) 国の事例

###### ア 子供・若者育成支援推進大綱上の位置付け

平成21年に子ども・若者育成支援推進法が制定され、翌年7月、同法に基づき、「子ども・若者育成支援推進大綱（子ども・若者ビジョン）」が策定され、平成28年2月には同ビジョンに代わって子供・若者育成支援推進大綱が策定された。

本大綱において、社会の一員として自立し、社会に積極的に関わろうとする態度等を育む教育を推進するため、社会形成に参画する態度を育む教育を推進することが明示された。

###### 【子供・若者育成支援推進大綱（抜粋）】

###### 第3 基本的な施策

###### 1 全ての子供・若者の健やかな育成

###### (4) 社会形成への参画支援

###### (社会形成に参画する態度を育む教育の推進)

社会の一員として自立し、適切な権利の行使と義務の遂行により、社会に積極的に関わろうとする態度等を育む教育を推進する。

民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、社会保障、労働者の権利や義務、消費に関する問題など、政治的教養を育み、勤労観・職業観を形成する教育に取り組む。

###### イ 青少年意見募集事業（内閣府）

###### (7) 目的

青少年に関する施策をより充実させるとともに、青少年の社会参加意識を高める。

###### (イ) 対象及び人数

中学生から20代までの若者（300名を募集し「ユース特命報告員」に任命）

###### (ウ) 内容

###### a 特定の課題についてインターネット配信し、意見を募集

平成21年度 インターネット（電子メールを含む）について、他全8件

平成22年度 子ども・若者ビジョンについて、他全8件

平成27年度 新たな「子ども・若者育成支援推進大綱」の策定について、他全4件

平成28年度 若者の雇用について、いま何が必要か、他全4件

- b ユース特命報告員と関係府省の施策担当者が対面で議論・意見交換するユース・ラウンド・テーブルを実施（平成25年試行、平成26年本格実施）

平成25年度（試行）
① 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の取組について（参加者15名）
平成26年度
① 「くるみん」、「プラチナくるみん」の広報について（参加者17名）
② 子供の体力向上について（参加者16名）
平成27年度
① 「農業・農村の多面的機能」の広報について（参加者13名）
平成28年度
① 教育への投資の促進について（参加者25名）
② 若者のライフプランについて（参加者16名）

(2) 他の都府県の事例

今回の取組に先立ち、平成27年6月に他都府県の取組事例を調査し、20府県で審議会への委員の登用や若者から都府県への提言など、若者意見を聴く制度を持っていることが分かった。

平成28年12月には、若者意見を聴く制度の他、都府県政への反映方法や附属機関への若者の登用について、さらに調査した。

若者意見の聴取と行政への反映については各都府県においても取り組まれており、特に附属機関への若者の登用については多くの県で新たに取組を始めていることが明らかとなった。

若者世代の意見の聴取と都府県行政への反映に係る調査  
(平成28年12月調査)

【問1：若者世代の意見を聴く取組の状況について】

【問2：若者世代からの意見や要望の都府県政への反映について】

番号	区 分	件数
1	知事や幹部職員など行政との意見交換 ○ 知事と若者が県政の課題などについて意見交換 ・ 岩手県では、中高生や大学生が知事と意見交換する「県政懇談会」を開催。提言内容は所管部局で検討し、結果を公表。同様に「東日本大震災からの復興に係る意見交換会」を開催。提言等は復興実施計画（第2期）に反映。 ・ 宮城県では、中学1年生から満29歳までの若者モニターから意見を募集し、県担当者と意見交換する「みやぎの青少年	18件



意見募集事業」を実施。テーマは各担当課から募集し、青少年からの意見を反映。

- ・ 秋田県では、「知事と県民との意見交換会」を開催し、大学生と知事が意見交換。意見等は担当に情報提供し、必要に応じて事業等に反映。
- ・ 茨城県では、若者活動団体と県内自治体等が意見交換する「ユース&トップミーティング」を開催。
- ・ 栃木県では、20代から40代までの若者と知事が意見交換する、「とちぎ元気フォーラム青年版」を開催。(同様に大学生版、高校生版あり)
- ・ 神奈川県では、「対話の広場」を開催。テーマにより、若者層と知事が意見交換を実施。
- ・ 長野県では、おおむね30代くらいまでの若者と知事が意見交換する「県政タウンミーティング」を実施。
- ・ 岐阜県では、第3次岐阜県青少年健全育成基本計画の策定に当たり、計画の対象者である中学生及び高校生と県職員が意見交換会を開催。

○ 知事や県幹部と若者や子どもが議会形式で質疑応答

- ・ 千葉県では、中学生及び高校生が教育庁職員と意見交換する「中学生・高校生との交流会」を開催。県内6会場で出された意見等は関係課で情報共有し、施策立案等の参考に。
- ・ 神奈川県では、議員定数105名と同数の高校生が議員となり知事への質問などを行う「かながわハイスクール議会」を設置。提言は各部局で施策に反映。  
また、同議会では「高校生版教育委員会」の設置を提言し、教育委員と同数の6名の高校生が学校の諸課題について意見を交換。教育局幹部が同席し、意見を施策に反映。
- ・ 富山県では、18歳から40歳までの青年の意見を県政に反映させる「富山県青年議会」を開催。各常任委員会に分かれて活動し、本会議での質問等に県が答弁。(同様の取組に「子どもとやま県議会」)
- ・ 滋賀県では、小学校3年生から中学校3年生を対象に、知事や関係部局長との質疑応答を通して子どもの意見を県政に反映させる「子ども県議会」を開催。
- ・ 京都府では、小学校5・6年生が知事への提言や質疑応答を行う「京都府子ども議会」を開催。

2 若者から都府県への提言など

12件

- ・ 岩手県では、人口問題について意見交換する「若者の活躍

と支援に関する意見交換会」を開催。また、県庁若手職員が施策提言や県内で活躍する若者へインタビューする「庁内若手委嘱員による若者施策研究会（若手ゼミ）」を実施。提言内容の一部は県事業に反映。

- ・ 福島県では、20代から30代の若者がまちづくりの提案を行う「チャレンジふくしま若者リーダーまちづくり事業」を開催。同様の取組に、県産農林水産物の風評払拭企画「チャレンジふくしま若い力による風評対策提案事業」、若者と教育委員等の意見交換「教育フォーラム」、小学5、6年生の知事への提言「『県庁に みんなの声を 届けよう!』プロジェクト」など3件。提言等は、事業に反映させる場合がある。
- ・ 栃木県では、小学生から県政に関する意見等を作文で募集する「ジュニア知事さん」を実施。
- ・ 埼玉県では、「埼玉大学の学生による知事への政策提言」を実施。学生と担当課による会議を行い、県事業に反映。
- ・ 神奈川県では、高校生や大学生をメンバーとした「かながわ子どもの貧困対策会議子ども部会」を設置。意見は、かながわ子どもの貧困対策会議で議論し、施策へ反映。
- ・ 静岡県では、「次代を担う若者たちによる県民会議」を設置。意見は周知し、施策等へ反映するとともに、県民会議等に報告し、次期総合計画にも反映。  
あわせて、公式フェイスブックも開設し、運営方法等についての意見募集や、ワークショップなどを開催。  
また、「高校生ひらめき・つなげる提案コンテスト」を実施。提案意見は施策に反映。
- ・ 鳥取県では、各分野の10代後半から40代前半の若者が意見交換し県に提言する「とっとり創生若者円卓会議」を開催。提言は知事に提出。

3

アンケート調査の実施

16件

- ・ 岩手県では、3年に1度、中高生とその保護者及び20歳から24歳の青年を対象に「青少年の健全育成に関する意識調査」を実施。
- ・ 宮城県では、「青少年の健全な育成に関する基本計画（第2次）」策定に当たり、宮城県青少年問題協議会基本計画調査部会に20歳代の若者6名が出席し意見を交換。
- ・ 山形県では、県政アンケート調査を実施するほか、若者交流ネットワークミーティング「Link」においてもアンケート調査を実施し、「山形県子ども・若者ビジョン」に反映。
- ・ 群馬県では、5年に1度、小中高生とその保護者及び18歳

から29歳までの青年を対象にしたアンケート調査「ぐんま青少年基本調査」を実施。分析結果は、県子ども・若者計画に反映予定。

- ・ 埼玉県では、5年に1度、10歳から14歳までの児童・生徒とその保護者及び15歳から30歳までの青少年を対象に、「青少年の意識と行動調査」を実施。結果は県青少年健全育成・支援プランに反映。
- ・ 神奈川県では、「子ども・若者の意識や実態に関する調査」を実施。結果と考察を平成26・27年期県青少年問題協議会最終報告書に記載するとともに、かながわ青少年育成・支援指針に考え方を反映。
- ・ 富山県では、「アンケート調査」を実施予定。
- ・ 三重県では、小学校4年生から高校3年生までの子どもを対象にインターネットでアンケートに答える「キッズモニター」を実施。アンケート結果は県事業での取組の参考に。
- ・ 和歌山県では、5年に1度、高校生からポスト青年期の若者を対象に「和歌山県の若者の意識と行動に関する調査」を実施。結果は県子供・若者計画に反映。
- ・ 鳥取県では、5年に一度、青少年・青年や保護者を対象に「鳥取県青少年育成意識調査」を実施。結果は、とっとり若者自立応援プランへの反映を予定。
- ・ 島根県では、まち・ひと・しごと創生島根県総合戦略の参考とするため3ヶ所で、「若者の意見を聴く会」を開催。意見は県総合戦略に反映。
- ・ 岡山県では、5年に1度、小中高生とその保護者を対象に「青少年の意識等に関する調査」を実施。
- ・ 山口県では、5～6年に一度、青少年を対象に「青少年の生活と意識に関する調査」を実施。
- ・ 徳島県では、青少年と成人を対象に「とくしまの青少年に関する意識調査」を実施。アンケート結果の一部を県青少年の健全な育成に関する基本計画に反映。
- ・ 福岡県では、5年に一度、青少年と保護者を対象に「青少年の健全育成に関する県民意識調査」を実施。結果は県青少年健全育成総合計画（県青少年プラン）における施策の方向等に反映予定。
- ・ 鹿児島県では、「少子化対策に関する県民意識調査」の対象に大学生を加え、調査結果を、かごしま子ども未来プラン2015に反映。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>茨城県では、県青少年健全育成審議会等に若者を登用。</li> <li>長野県では、審議会等の設置及び運営に関する指針において審議会等委員への若者の登用に努めることを規定。</li> <li>静岡県では、県青少年問題協議会委員の一部を県内大学生に委嘱。ほか、同様の取組として「～美しい”ふじのくに”まち・ひと・しごと創生県民会議」、「しずおか消費者教育未来会議」、「県社会教育委員会」など3件で若者から意見を聴取。若者意見は周知し、施策等に反映。</li> <li>長崎県では、少年保護育成審議会委員の若年者委員を追加公募。若年者委員からは、本会においては青少年健全育成全般に関して、部会においては少年の目に触れさせてはいけない図書類に関して、若者の視点から意見をいただく。</li> </ul>	
5	<p>その他の特徴的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県では、地域のキーパーソンである若者の活動を発信し、若者活動を促す「若者アクションパートナー」を実施。取材記事は対外発信するほか、組織内で情報を共有。</li> <li>徳島県では、地方創生の若手リーダーの育成を図るため、世代や立場が異なる多様な若者が対話する「とくしま若者フューチャーセッション」を開催。意見の一部は県青少年の健全な育成に関する基本計画に反映。</li> </ul>	2件

【問3：附属機関に若者を登用する方針や規定等の有無について】

番号	区 分	件数
1	<p>若者登用に目標数値等を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山形県では、「審議会等の設置及び運営に関する指針」で委員の選任には若者を積極的に起用することを規定し、第3次県総合発展計画短期アクションプランにおいて若者委員を1名以上登用している県審議会等の割合を100%とする目標指標を設定。</li> <li>徳島県では、「審議会等への若年者委員の選任促進要綱」において、各審議会等における40歳未満の若年者委員の割合が、8.6%以上を維持することを規定。</li> </ul>	2件
2	<p>若者登用に努力規定を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>青森県では、「附属機関等の管理に関する要綱」を平成28年6月に改正し、附属機関等の委員に若年者（40歳未満）の委員が含まれるよう配慮することを規定。</li> <li>秋田県では、「県審議会等管理要綱」で学生を含めた若い世</li> </ul>	4件

	<p>代からの任用に努めることを規定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山梨県では、「附属機関等設置運営要綱」で委員は青年層をはじめ幅広い年齢層から選任することを規定。</li> <li>滋賀県では、各種審議会・懇話会等への委員構成について、若者の参画に配慮する旨を庁内関係課に通知予定。</li> </ul>	
3	<p><b>公募に若者枠を設定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>神奈川県では、若者を登用する規定等はないが、平成28・29年期は、公募枠2名のうち1名を20代までの若者として公募。</li> <li>静岡県では、「美しい”ふじのくに”まち・ひと・しごと創生県民会議（本部会議）」構成員35名中2名の若者枠を、「同（4つの地域会議）」各構成員45名中2名の若者枠をそれぞれ設定し、また、「次代を担う若者たちによる県民会議（若者会議）」で選出する大学生、社会人は地域、大学、職業分野に偏りがないよう選出。</li> <li>京都府では、府の行政運用指針「明日の京都」や「府地域創生戦略」等の策定会議委員に学生の代表が就任。</li> <li>岡山県では、県青少年問題協議会委員22名中2名を青年団体から推薦されているが、次回改選時には若者公募制度の導入を検討予定。</li> <li>福岡県では、若者を登用する規定等はないが、県総合計画審議会委員の若者代表として青年リーダー育成事業参加者を推薦し、登用されるなど若者登用の実績がある。</li> <li>大阪府では、府青少年健全育成審議会の公募委員の選任に関する要綱を改正し、応募資格（年齢）を「満20歳以上68歳以下の者」から「満18歳以上68歳以下の者」に引き下げ</li> <li>長崎県では、「県少年保護育成審議会委員」公募枠3名の応募資格に満20歳以上40歳未満の年齢制限を設定。</li> </ul>	8件

## 5 若者意見の聴取方法と施策決定過程への反映のあり方整理

ここでは、今後、若者の意見聴取等を進めるに当たって、実施方法や手段、さらにいただいた意見の反映方法等について、検討を進める必要があることから、想定される手法等について整理する。

### (1) 聴取の手法について

#### ア アンケート

寄せられた回答から傾向や意見を把握することができ、行政に限らず様々な場面で活用されている。

上記(1)アからオまでの目的に応じて、対象者や周知方法、数量、質問項目などを設定することで、総合計画や個別計画、長期にわたる計画など様々な計画策定（改訂）にアンケート結果を反映することができる。

#### （メリット）

適切な項目設定と丁寧な分析を行うことで傾向や意見を把握し、各種の計画に反映させることができる。

予算などの理由から、外部発注が難しく職員によりアンケート調査を実施する場合は、インターネットを活用することで、距離や時間に縛られずに回答を得ることができ、集計の手間を省き、分析に時間をかけることができる。

#### （デメリット）

アンケートを外部に発注する際にはそのための経費を用意する必要があり、また、回収率を上げるために様々な手段を講じる必要がある。

#### イ モニター制度

公募によりモニターとして一定期間登録し、登録期間中に様々なご意見をお寄せいただくもので、各種計画策定（改訂）や各部課での施策に反映することができる。

#### （メリット）

意見を述べたい若者が公募することから、アンケート調査と比較してより詳細な意見や実態をお寄せいただくことができるとともに、高い回収率も期待できる。

#### （デメリット）

行政に対して発言する意欲の高い方が応募しており、ご意見をお寄せいただくためには、項目毎に事前の丁寧な説明や情報提供を行う必要がある。また、モニター登録者の長期にわたる固定化を防ぐための検討も必要である。

## ウ アイディア、イラスト等の募集

施策上の課題解決方法や提案、必要な図柄やキャッチフレーズなどを募集するもので、具体的なアイディアを施策に反映することができる。

(メリット)

施策上の課題について、思いもよらないアイディア、考えつくことができなかつたアイディアなどをお寄せいただくことが期待できる。

イラストやキャッチフレーズ、愛称などを募集する場合は、対象となる施策や施設について周知することを兼ねており、関心を高めることができる。

アンケートやモニター制度など各種計画や政策などを聴く取組と比較して、より気軽に参加できることから、若者の社会参加を促す取組としても有効である。

(デメリット)

応募していただいたアイディア、イラストなどを行政にどのように活かしていくかをあらかじめ検討する必要がある。

また、十分な応募をいただくために、周知方法や募集方法にも気を配る必要があり、選考基準、応募作品の取扱いなど選考についてもよく検討する必要がある。

さらに、こうした募集には賞品や賞金がつきものであることから、経費を用意する必要がある。

## エ シンポジウム、フォーラム、意見交換会

パネリストやコーディネーター、基調講演の有無、進行方法などに違いはあるものの、公開されている場で議論あるいは意見交換を行うもので、計画策定や施策の展開に当たっての意見を聴くことができるほか、参加者の意識を啓発することができる。

スカイプを活用したWEB会議を行うなど、会場に集まって行う従来の方法と比較して経費を抑える方法もある。

(メリット)

基調講演などにより施策の必要性や抱える課題などを参加者間で共有することができる。

また、パネリストや他の参加者からの意見を聞き、その上で発言したり意見交換を行うことができる。

(デメリット)

基調講演者やパネリスト、コーディネーターを、目的(テーマ)に即し、かつ、偏りが生じないように選考する必要がある。あわせて、参加者の発言時間の確保、開催日時、場所などを十分に検討する必要がある。

## オ ワークショップ、グループワーク

施策やテーマなどについて、少人数での作業を通じて問題点の洗い出しや理想のあり方などを探り、具体的な解決方法をまとめ上げていく手法で、行政だけでなく、教育現場や居住区域など様々な場面で活用されている。

### (メリット)

少人数の発言しやすい雰囲気の中で意見交換や共同作業を行い、グループとしての意見をまとめ上げていくことで、参加者の社会参加についての達成感が得られる。

また、グループのなかでの発言や作業への参加を通じて、施策やテーマなどの課題についての理解を深めることができる。

### (デメリット)

ワークショップでまとめられた意見をどのように行政に活かすのか、ほかの意見聴取方法との扱いの違いなどについて、あらかじめ明らかにする必要がある。

また、ワークショップが適切に進行するためには、講師やファシリテーターに相応の力量が求められる。

## カ 審議会、委員会等への登用

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関などに若者を登用することで、各種計画策定（改訂）案や施策検討案に対して、直接、提案や修正意見を述べることができる。

### (メリット)

若者を登用することで、各種計画策定（改訂）案や施策検討案に対して、直接、提案や修正意見を述べることができる。

また、公募された審議会委員等への応募を通じて、若者の社会参画意識を促すことに繋げることができる。

### (デメリット)

附属機関は諮られた案件などについて意見を述べるものであることから、各種計画や施策などの決定権を持たない。

また、若者の登用に当たっては、恣意的とならないよう慎重に要件等を定める必要がある。



(2) 反映のあり方について

行政にどのような形で若者意見を反映させるのか、方法は大きく、以下のとおり分類される

ア 計画等への反映（取り込み）

総合計画や個別計画などへの反映、若しくは考え方の取り込みなどを目的とするもの。

後述するアンケートや意見交換などで若者意見を集めたり、意向を確認して上で反映する。

青少年や子ども・若者に関する施策の計画はもちろんだが、後年度負担が発生する長期計画の策定にあたっても有効である。

イ 知事等への意見具申

全庁的な課題として、若者意見を必要とするもの。

知事や県幹部との直接的な意見交換の方法のほか、意見を募集し、知事まで情報を共有するものもある。

知事の政策に関する意見や長期にわたる施策を検討のために意見を聴取するほか、住民ニーズの把握などにも有効である。

ウ 関係各部課における検討

上記イ知事等への意見具申と同様に全庁的な課題として、若者意見を聴取し、住民ニーズの把握も行うが、比較的、短期的な施策に関しする検討を行うために実施するものである。

エ 審議会等への反映（送り込み）

若者を審議会委員等に登用し、若者意見を施策に反映するもの。

審議会自体が直接、若者意見を聴き活動報告作成の際の参考とするなどの事例も見られる。

審議会等自体に施策の決定権などはないものの、学識経験者や有識者として事務局の原案などに意見を述べて修正を加える、あるいは考え方を施策に反映していくことから、影響力は大きく、ここで若者の意見を直接述べる意味は非常に大きい。

オ その他（若者自立促進や活動の活性化などを目的とした取組）

上記アからエについては行政に意見を反映させることを目的としたものであるが、それ以外に若者の自立を促したり、若者活動を活性化させるための取組もある。

若者活動を紹介し、それに影響され自ら活動することを期待して、ホームページや冊子により紹介する方法や、SNSで若者が自由に意見交換する方法などがあり、若者意見を直接行政に反映するのではなく、社会参加のきっかけとなるものとして有効である。

- (3) 他の府県における若者世代の意見の聴取とその反映状況について  
 上記(1)及び(2)において、聴取の手法や反映のあり方を整理したが、これらの考え方に基づき、下記のとおり府県の状況を再整理する。  
 なお、区分の「聴取の手法」欄及び「反映のあり方」欄の記号は次のとおり。

(1) 聴取の手法	
1	アンケート
2	モニター制度
3	アイデア、イラスト等の募集
4	シンポジウム、フォーラム、意見交換会
5	ワークショップ、グループワーク
6	審議会、委員会等への登用
7	その他（若者自立促進や活動の活性化など）
(2) 反映のあり方	
A	計画等への反映（取り込み）
B	知事等への意見具申
C	関係各部課における検討
D	審議会等への反映（送り込み）
E	その他（若者自立促進や活動の活性化など）

他の府県における若者世代の意見の聴取とその反映状況

名 称	取 組 事 例	区 分	
		聴取の 手法	反映の あり方
青森県	・附属機関等の管理に関する要綱に若年者の委員選任の配慮規定を追加	6	D
岩手県	・県政懇談会	4	B
	・庁内若手職員による若者施策研究会（若手ゼミ）の実施（H27）	3	C
	・若者アクションパートナーの実施（H28）	7	E
	・若者との復興に関する意見交換を行い復興実施計画（第2期）に反映	4	B
宮城県	・みやぎの青少年意見募集事業（テーマは各課から募集し、意見を庁内にフィードバック）	2	C
秋田県	・知事と県民との意見交換会（担当課等に情報提供し、必要に応じて事業等に反映）	4	B
	・秋田県審議会等管理要綱に、学生を含めた若い世代の任用努力義務を規定	6	D
山形県	・「山形県子ども・若者ビジョン（H27～H31）へ若者意見を反映	1	A
	・審議会等において、39歳以下の若者を一人以上登用を規定（平成27年度末登用率88.0%）（平成28年度末まで全審議会での若者委員の登用が目標）	6	D
福島県	・教育フォーラム（事業に反映させる場合がある）	4	C
	・「県庁に みんなの声を 届けよう！」プロジェクト（H28に出された提言を実施予定）	5	B
茨城県	・ユース&トップミーティングの開催	5	C
	・県付属機関委員に若者（茨城県青年団体連盟会長）を登用	6	D
栃木県	・知事と語ろう！とちぎ元気フォーラム	4	B
	・ジュニア知事さん	3	C

他の府県における若者世代の意見の聴取とその反映状況

名 称	取 組 事 例	区 分	
		聴取の 手法	反映の あり方
群馬県	・ぐんま青少年基本調査(結果を次期群馬県・子ども・若者計画等に反映)	1	A
埼玉県	・青少年の意識と行動の把握(県青少年健全育成・支援プランに反映)	1	A
	・埼玉大学の学生による知事への政策提言(県事業に反映)	5	B
千葉県	・中学生・高校生との交流会(関係課で共有し、施策立案等に参考)	5	C
神奈川県	・子ども・若者の意識や実態に関する調査(・H26・27年期神奈川県青少年問題協議会最終報告書に、結果等を記載するとともに、「かながわ青少年育成・支援指針」の改定に当協議会の考え方を反映)	1	D
	・神奈川県知事との対話の広場	4	B
	・かながわ子どもの貧困対策会議子ども部会(県の施策へ反映)	4	D
	・高校生議員から知事へ政策提言を手交(各部局で施策に反映)		
	・かながわハイスクール議会(・高校生意見を施策に反映)	4	B
	・高校生版教育委員会	4	C
・神奈川県青少年問題協議会では、公募2名のうち1名を若者と想定し公募	6	D	
富山県	・若者へのアンケート調査	1	A
	・青年議会及び子どもとやま県議会	4	B
山梨県	・青少年の意識と行動に関する調査	1	A
	・附属機関等設置運営要綱で、青年層をはじめ幅広い年齢層からの選任することを規定	6	D
長野県	・県政タウンミーティング	5	C
	・審議会等委員への若者の登用	6	D
岐阜県	・青少年との意見交換会	4	C

他の府県における若者世代の意見の聴取とその反映状況

名 称	取 組 事 例	区 分	
		聴取の 手法	反映の あり方
静岡県	・次代を担う若者たちによる県民会議	4	C
	・次代を担う若者たちによる県民会議公式フェイスブック(施策や次期総合計画等に反映)	5	C
	・同(県民会議に大学生、社会人を選出)	6	D
	・美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生県民会議(施策や次期総合計画等に反映)	4	C
	・同(本部会議及び地域会議の構成員のうち2名を若者枠として設定)	6	D
	・静岡県社会教育委員会(委員の一部を県内大学生に委嘱)	6	D
	・静岡県青少年問題協議会(委員の一部を県内大学生に委嘱)	6	D
	・しずおか消費者教育未来会議(会議の意見の周知と施策等への反映)	4	C
	・高校生ひらめき・つなげる提案コンテスト(・アイディアの具体化等)	3	C
三重県	・キッズ・モニター(結果は、県事業の取組の参考)	2	C
滋賀県	・県政モニター制度	4	B
	・子ども県議会(・意見を関係課で共有し、施策への反映を検討)	4	B
	・審議会等への若者の参画について配慮するよう通知を予定	6	D
京都府	・京都府子ども議会	4	B
	・地域創生戦略等の策定会議委員に学生の代表が就任	6	D
大阪府	・大阪府青少年健全育成審議会応募資格を「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げ	6	D
和歌山県	・和歌山県の若者の意識と行動に関する調査(「子供・若者計画」に反映)	1	A
鳥取県	・とっとり創生若者円卓会議	4	A
	・鳥取県青少年育成意識調査	1	A
島根県	・若者の意見を聴く会(県総合戦略に反映)	4	A

他の府県における若者世代の意見の聴取とその反映状況

名 称	取 組 事 例	区 分	
		聴取の 手法	反映の あり方
岡山県	・青少年の意識等に関する調査(第2次県子ども・若者育成支援計画(仮称)への反映を予定)	1	A
	・岡山県青少年問題協議会に青年団体から委員を推薦(次回委員改選時に、若者公募制度の導入を検討予定)	6	D
山口県	・青少年の生活と意識に関する調査	1	A
徳島県	・とくしま若者フューチャーセッション(県子ども・若者計画に反映予定)	4	C
	・とくしまの青少年に関する意識調査(県子ども・若者計画に反映予定)	1	A
	・審議会等への若年者委員の選任促進要綱において、若年者委員の割合8.6%以上を維持することを規定(注:上記要項改正(H29.1.10)により若年者委員の割合10%以上を維持することを規定。)	6	D
福岡県	・青少年の健全育成に関する県民意識調査(結果は福岡県青少年プランの施策の方向等に反映予定)	1	A
	・規定等はないが、総合計画審議会委員に若者登用実績あり	6	D
長崎県	・長崎県少年保護育成審議会委員への若年者委員の追加公募(審議会において若者の視点から意見を述べていただく)	6	D
	・少年保護育成審議会委員応募資格に年齢制限を設置	6	D
鹿児島県	・若者意見を反映する仕組みはないが、「かごしま子ども未来プラン2015」へ若者意見を反映	1	A

## 6 若者意見聴取に向けた試行事業の実施

### (1) インターネットを活用したアンケート調査の実施

若者意見の聴取に当たっては、いくつかの方法、例えば主なものとして、会議の開催やアンケート調査の実施、モニターの募集などが考えられる。また、これらの方法ごとに、会議であれば開催場所や規模の設定、アンケート調査であれば郵送やイベント会場での実施など、手段についても様々な実施形態が考えられる。

このため、まず、若者自身の意見を伺い、それを意見聴取の方法の検討に生かすとともに、一連のプロセスを検証するため、試行としてインターネットを活用したアンケート調査を実施した。

#### ア 調査内容

今後の若者意見の聴取に向け、広く若者へ周知する方法や、若者自身がより参加しやすい意見発信や交流の方法を探るため、今回のアンケート調査をどのように知ったのか、また、意見を発信するうえで、どの手段・方法が望ましいと考えるのかを調査した。

また、あわせて、道政分野別の関心の高さや、力を入れるべき施策などについての考えを調査した。

#### (7) 募集期間

平成27年9月28日（月）～平成27年12月4日（金）

#### (イ) 対象者

道内に在住する29歳までの者

#### (ウ) 周知方法

- a 北海道のホームページ、ブログ及びフェイスブックなどによる周知
- b 各機関への郵送・訪問等による周知

#### (エ) 提出方法

道庁ホームページのアンケートフォーム画面への入力による。

### イ 試行結果の考察（今回の調査手法（インターネット活用の定型フォーム入力方式）の評価）

#### (7) メリットなど

- インターネットを活用した定型フォーム入力方式を望む回答が半数と最多であり、他の媒体利用も含めると8割の人が今後もインターネットの活用を求めている。
- 集計作業が容易であり、また、安価に実施することができた。

#### (イ) デメリット・課題など

- インターネットを通じてアンケート調査を知った旨の回答は16.1%に

とどまっております、周知方法については、さらに検討を要する。

- 今回、自由意見も多く寄せられたが、定型フォーム入力方式であるため、多様な意見を十分に聴取することが難しい。
- 会議やSNSの利用など双方向での議論の深化を望む回答が33.3%あったが、定型フォーム入力方式ではこの意見に応えることができない。

#### ウ 北海道総合計画への反映

本アンケートに寄せられた若者意見の一部は、平成28年3月に策定された「北海道総合計画～輝きつづける北海道～」に反映されている。

- 御意見の趣旨を計画に反映したもの 34件
- 御意見の趣旨を計画策定などの参考としたもの 64件

〔※ 北海道総合計画：「計画策定に当って提出された道民意見」  
[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sks/sakutei\\_iken.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sks/sakutei_iken.htm)〕

#### アンケート調査の集計結果

- ・ 全道各地から901人の回答があった。
- ・ 道庁内の電子掲示板に掲載したこと及び各市町村へ依頼したこともあり、公務員からの回答が364人（40.4%）と最も多かったが、公務員以外に537人（9.6%）の方から回答が寄せられた。
- ・ 公務員を含めた集計結果と公務員を抜いた集計結果とでは、回答の傾向に、大きな差異はなかった。
- ・ このアンケート調査をどのように知ったかについては、「学校や職場などを通じて」が595人（66.0%）と最も多く、道のホームページやブログ、ツイッター等SNSを通じてが145人（16.1%）、また、横への拡がりを期待した、青年団体・ボランティア、趣味のサークルなどを通じてや友人・知人から聞いたが84人（9.3%）と、一定の効果が認められた。
- ・ 上記のとおり、このアンケート調査を知った方法を聞いた質問1(1)では、各学校や機関への周知活動を行ったことから、「学校や職場を通じて知った」と回答した人が全体の3分の2を占め、道のホームページ等IT媒体から直接知ったという人は16.1%にとどまった。
- ・ 若者自身に意見を発信するための望ましい方法を聞いた質問1(2)では、約8割の人がインターネットを活用した方法を望む結果となり、そのうち、今回の調査方法と同様にインターネットを活用した定型フォーム入力方式によるアンケート調査を望む人は全体の約半数を占めた。
- ・ 若者意見の聴取においてインターネットの活用は、広大な面積を有する本道の広域性やスマートフォンの急激な普及といった状況と相まって、若者意見を聴取する方法としては、非常に有効であることが確認された。
- ・ 会議やSNSの利用など双方向で意見交換する方法を望む意見も33.3%に達した。



(2) SNSツール（スカイプ）を利用したWEB会議の開催

平成27年度にインターネットを活用したWEBアンケートを試行実施した結果、アンケートなどのように一方向ではなく、会議やSNS利用による意見交換など、双方向での議論の深化を求める意見も33.3%と多かったため、平成28年度は双方向での議論を深める方法により、意見交換の場を設けることとし、SNSツールを利用したWEB会議を開催した。

ア 開催概要

(7) 会議名

平成28年度ほっかいどうSNSユースミーティング

(イ) 開催日時

平成28年11月20日（日） 10:00～12:00

(ウ) 場所

北海道教育研究所（江別市）、他全道4ヶ所（函館市、旭川市、帯広市、釧路市）

(エ) 参加者

- ・ 学生、生徒 3名（高校生2名、大学生1名）
- ・ 会社員 4名（不登校など困難を有する経験を持つ若者などを含む）
- ・ 団体職員 1名
- ・ 農林水産業 1名
- ・ 自営業 1名

(オ) 実施方法

SNSツールのうち、次の理由からスカイプを選択し、メイン会場の他、道内4カ所をネット経由で画像と音声と同時に接続し、テーマに沿った意見交換を行った。

イ スカイプの選択について

SNSにはフェイスブック、ツイッターやライン、スカイプなど多くのツールがあるが、掲示板のように書き込みにより意見交換を進めるタイプと、テレビ電話のように音声と画像を同時に配信して意見交換を進めるタイプに大別される。

書き込みによる意見交換は、平成25年度に内閣府がフェイスブックを活用し、試行実施している。

※ 内閣府によるフェイスブックの試行：「Facebook を活用した子ども・若者からの試行的意見聴取の結果概要」  
<http://www.youth-cao.go.jp/guidance/theme25fb.pdf>

この、内閣府が行ったフェイスブックを活用した試行では、次のようなメリット、デメリットが報告されている。

【内閣府によるフェイスブック試行のメリット、デメリット】

メリット

- 1 即時性、双方向性がある  
リアルタイムで他者の意見を見ることができ、他者の意見を見て自分の意見を固めることもできる
- 2 気軽に参加できる  
パブリックコメントは「堅苦しい」というイメージがあるが、フェイスブック上での議論であれば高校生でも気軽に参加することができる  
質問などのやり取りをしながら、意見内容をまとめずに気軽に発言できる
- 3 その他  
普段なら埋もれてしまうような意見もみることができる

デメリット

- 1 リアルタイムであるために、かえって意見を出しづらい  
リアルタイムで議論が進むため、一日参加できないと参加しづらい  
意見を言う前に議論が先に進む。
- 2 匿名性がない中で他の参加者の存在が気になる  
自分の意見が他の参加者からみてどうか気になる、発言しにくい
- 3 少数派の意見が出にくくなる  
積極的に意見を言う人の意見がどうしても強くなり、少数派の意見が出にくい  
意見を誘導しようとする勢力の影響を受けかねない

内閣府が行ったフェイスブックを利用した方法によると、居住地や時間を問わず、自由度が非常に高いなかで参加でき、参加者数もほぼ制限なく設定できるなど、多数による意見交換には非常に適していると考えられる。

一方、スカイプやグーグルハンアウトなどのビデオ通話型のSNSツールは、あまり多くを繋いでの同時通話は出来ないが、例えばスカイプでは最大10ヶ所、推奨5ヶ所での同時通話を可能としており、一堂に会しての会議と同様、リアルタイムでお互いの顔や雰囲気を感じながら意見交換が可能とのことであるため、今回は、その実用性も確認する意味から、スカイプやグーグルハンアウトなどのビデオ通話機能を活用したWEB会議によることとし、現時点で汎用性が高い、スカイプを選択した。

## ウ 会場・使用機器・通信環境について

### (7) 会場

道庁ではセキュリティや回線確保のためスカイプやグーグルハンガアウトなどのビデオ通話を許可していないことから、北海道立教育研究所が行うスカイプのビデオ通話試験の一環としてWEB会議を行うこととした。

### (4) 使用機器

主会場の機器は、ノートパソコンに200万画素のWEBカメラ、広範囲で集音出来るマイク、スピーカーを接続し、ノートパソコンの画面を100インチのモニターに出力した。

帯広会場以外の機器はパソコンを使用したが、帯広会場のみタブレットを使用した。

今回使用したパソコン及びタブレットに内蔵又は外付けカメラの画角では、画面には2名から3名しか映らないことから、さらに多くの人数が参加する会議を開催する際には、より画角の広いカメラが必要と感じた。

### (5) 通信環境について

スカイプのビデオ通話機能の同時接続回線数は最大5回線までが推奨されていることから、道内の5ヶ所で接続し、セキュリティを確保するため「Skype for Business」を使用した。

アカウントは参加者個人のものではなく、北海道立教育研究所が用意したものを使用した。

冒頭、映像や音声が届かないといった不具合もあったが、設定を見直すなどして最終的に5ヶ所全てが接続され全員が参加した。

北海道立教育研究所は光ケーブルに専用回線で、他の4ヶ所も光回線で接続した。

## エ 試行結果の考察

今回の試行は、すべての会場で光回線を使用したこともあり、映像については、途中映像が途絶える、暗転する等の場面が多少生じたが、音声については、途切れることなく常時接続されており、大きなストレスなく会議を継続することができた。

このことから、十分実用に耐えうることを確認した。

### (7) スカイプを用いることのメリット

- すべての会場を映像と音声で同時接続ができ、リアルタイムで意見交換ができる。
- 双方向での議論の深化を図ることができる。
- 自宅や地域の会館などリラックスできる環境の中、参加できる。
- 各会場においても複数人での参加が可能であるため、各会場でも議論が可能である。

- ネット環境さえあれば、どこにいても参加できる。

(イ) スカイプを用いることのデメリット

- 現時点でSNSツールの性能から、5会場程度の接続が限界である。
- 画面が小さいことから、他者の表情等がわかりづらい。また、板書などが見えずらい。
- 今回用いたカメラ性能では、画角が狭いため、発言者が変わるたびカメラを動かす必要があった。
- 通常の会議より視覚情報などが少ないため、進行役（ファシリテーター）の役割がより重要である。

オ 意見交換の概要（テーマと主な発言要旨など）

(7) テーマ1「道庁に若者の意見を集約するにはどうしたらよいか」

今回のSNS利用をはじめ、会議やアンケートなど意見等を伝える（聴く）にはいろいろな手法や手段がある中で、自分の考えを行政に伝えるにはどのような手法、手段が望ましいのかについて、意見交換した。

〈主な発言〉

- 若者の活動やコミュニティと繋がれば意見集約のパイプができるのでは
- 日頃からSNS・ネットや気軽な形でできれば
- 多様な世代で話してみたい
- 若者に興味を持ってもらう工夫が大事
- 合宿や顔を通じた会議、そう言った場での話し合い、顔の見えるイベント
- 政治が身近になるよう、若者イベントに政治家が来てみては
- 繋がった人とどう関わるかが大事
- 北の高校生会議など若者や学生の自主的な取組の広がり期待

(イ) テーマ2「北海道の未来について」

未来のよりよい北海道をつくるために行政に望むことや、自分自身ができること、すべきことなどについて、①経済・産業、②くらし、③地域などの区分ごとに、意見交換した。

〈主な発言〉

- 子どもの貧困問題が気になる。学習支援や子ども食堂が不足
- フリースクールなども学費がかかる
- 地元に戻ることができる環境づくりや情報発信が求められている
- 地域の魅力を作る一員と思える場づくり、コミュニティ作りが必要
- 「バスの運営を自ら地域で運営する」活動の実践。自分たちが動き、大人や社会、公的機関の人たちを動かし、関わるのが大事
- 大人と子どもを繋ぐ場やコミュニティが必要
- ある調査では、「この地域に希望が持てない」とのアンケート結果に多数の意見があった。地元に戻ることができる環境づくりや情報発信が

求められている

- 地域の魅力を作る一員と思える場づくり、コミュニティ作りが必要

(ウ) 参加者からの感想

- こんなに意見交換ができるとは思わなかった
- こうした共有の場がもっとあればいいと思った
- Skypeだと思った時にすぐ発言できない
- 板書やホワイトボードの議事録がみんなで共有できればよかった
- 公的機関、役所の方々がもっと地域の活動や現場を知るべき
- 人と人のつながりや出逢いを大事にし、どう関わるかが大切だと感じた

カ 資料

平成28年度ほっかいどうSNSユースミーティング実施要領

- 1 目的及び内容  
若者の社会参画を促すための取組として、若者意見を道政に反映させるための仕組みづくりに向けた方法の検討等を行うため、SNS（スカイプ）を用いて若者同士による意見交換を試行するもの。
- 2 会議の名称  
平成28年度ほっかいどうSNSユースミーティング
- 3 実施日程  
平成28年11月20日（日） 10:00～12:00（2時間）
- 4 会場  
札幌（メイン）、函館市内、旭川市内、帯広市内、釧路市内の5会場
- 5 参加者  
道内に在住するおおむね29歳までの者のうち、平成27年度に試行したアンケートにおいて分類した職業欄に基づいて、10名程度を事務局が指定する。
- 6 会議方法  
SNS（スカイプ）により各会場を接続し、テレビ会議を行う。
- 7 議題
  - (1) 若者の意見や希望を北海道に届けるには  
今回のSNS利用をはじめ、会議やアンケートなど意見等を伝える（聴く）にはいろいろな手法や手段がある中で、自分の考えを行政に伝えるにはどのような手法、手段が望ましいのかについて、意見交換する。
  - (2) 北海道の未来のために  
未来のよりよい北海道をつくるために行政に望むことや、自分自身ができること、すべきことなどについて、①経済・産業、②暮らし、③地域などの区分ごとに、意見交換する。
- 8 会議の公開  
メイン会場のみ公開とする。
- 9 交通費等  
参加に係る交通費は実施後精算する。  
なお、謝金等については支給しない。

## 7 審議会・庁内検討会での意見等

### (1) 北海道青少年健全育成審議会における意見等

若者意見の聴取と道政への反映に係る新たな仕組みづくりについては、審議会において、各委員の方々からのご助言・ご意見をいただきながら検討・実施した。

主な意見等は次のとおり。

#### ア 平成27年度第一回審議会意見（抜粋）（H27. 6. 18開催）

新たな取組を始めるに当たり、国・他都府県の状況や今後の予定などを審議会に報告し、各委員から取組に当たってのご意見・ご助言をいただいた。

##### 【主な意見】

- ・ 社会参加が難しい若者たちが参加しやすい工夫を
- ・ 少人数でのディスカッションで一つ一つ議論を積み上げては
- ・ 様々な環境の中、生きづらい、何とかして欲しいという若者の声を聴いて欲しい
- ・ どのような媒体が若者自身にとって意見を発信しやすいか調べてみては

#### イ 平成27年度第二回審議会意見（抜粋）（H27. 11. 11開催）

試行として実施中のアンケート調査の状況について説明し、各委員からこれらを踏まえたうえでのご意見・ご助言をいただいた。

##### 【主な意見】

- ・ 身近にアクセスできるSNS的なものと実際に会って話ができる場所の連動がベスト
- ・ 調査の集団を募集して設定（モニター制度）する方法もある
- ・ 普通の子だけでなく、罪を犯してしまった子や道を外れそうになった子、NPOに相談に来ている子にも意見を聴く機会があればいい
- ・ インターネットを使う以外のやり方も行って、いろいろな方の声も聴ける配慮を
- ・ 他の都府県と比べて、道の特徴があるかどうかも重要

ウ 平成27年度第三回審議会意見（抜粋）（H28. 3. 28開催）

アンケートの結果と若者世代の意見の聴取と道政への反映方策の検討（中間まとめ）について報告し、各委員から今後の取組についてのご意見・ご助言をいただいた。

【主な意見】

- ・ 職業や地域などに偏りのないよう、幅広いアピールを
- ・ アンケートの項目選択だけではなく記述の形で回答することにより、選択肢にはない問題が発掘できるのでは？
- ・ 「意見を言わない、言えない、言える環境にない若者」、「ひきこもりや貧困状態など色々な問題を抱える若者」、「困っている方々の周りの声」の意見を汲み取る工夫を
- ・ 特定の方にモニター調査のようにして意見を伺う、直接お会いして意見を伺う他に、NPOに相談に来ているような方からお話を伺う方法もあるのでは

エ 平成28年度第一回審議会意見（抜粋）（H28. 10. 6開催）

ほっかいどうSNSユースミーティングについて説明し、各委員から取組に当たってのご意見・ご助言をいただいた。

【主な意見】

- ・ 声をあげにくい若者が発言できる機会の確保を
- ・ 人選は恣意的との批判が出ない方法の検討を
- ・ 職種だけではなく年齢的なバランス、さらに困難を抱えている若者にも加わっていただくなど多角的な構成の検討を。
- ・ 若者の声をどうやって拾うか、皆が参加しやすいかなど、今後を見越したテーマでの議論を
- ・ 発言しにくい人へ発言を促す配慮や、発言しやすくなるよう事前にアンケートを記入するなど、今後を見越した運営を
- ・ スカイプによる会議は非常に難しいと感じているので、できればWEBでの会議を円滑に進行できるファシリテーター若しくはフォローできる大人を一番人数が多い場所に、可能であれば各場所に配置できれば

(2) 庁内検討会での検討

若者からいただいたご意見を道政に反映させるためには、実際に各種の施策を実施している道庁内の各部との意見交換が必要であることから、次のとおり庁内検討会を開催し、共通の認識を得るとともに、今後の取組について協力を依頼した。

ア 第1回検討会（H27. 12. 21開催）

(7) 内容

- ・ 若者意見を道政に反映させる取組の必要性の説明
- ・ 平成27年度若者意見聴取（試行）についての説明
- ・ 平成28年度以降の取組の説明（若者意見募集議題選考依頼など）

(4) 参集範囲

- ・ 各部及び教育庁の企画担当課

イ 第2回検討会（H28. 3. 29開催）

(7) 内容

- ・ 若者意見の募集に係るアンケート調査（試行）の報告
- ・ 若者世代の意見の聴取と道政への反映方策の検討（中間まとめ）の報告
- ・ 平成28年度以降の取組の説明（会議やSNS利用による試行の検討など）

(4) 参集範囲

- ・ 各部及び教育庁の企画担当課



## 8 今後の取組に向けて（まとめ）

本道における、若者の意見聴取と道政への反映に向けた取組は、過去には中高生約100人を委員に任命し、アンケートや道内各地で地域の青少年委員と大人が意見交換を実施する「青少年100人委員会」の実施や、今回の検討にあわせ、青少年健全育成審議会への若者枠の新設、さらには、各種審議会等へ若者の登用を積極的に配慮するよう庁内の基準（付属機関等の設置及び運営に関する基準）の改正を行ってきているところであるが、もとよりこれは取組の端緒であり、若者意見の聴取とその意見の道政への反映は、単に若者・青少年向けの施策のみならず、今後も道政の施策決定過程におけるあらゆる分野へ積極的に広げて行く必要がある。

このため、今回の検討では、他の都府県における具体的な取組事例等を調査するとともに、意見聴取に向けた新たな方法、手段の可能性を探るためインターネットを活用したアンケート調査やスカイプを用いたWEB会議を開催し、これらの取組をもとに、改めて意見聴取の方法・手段や施策決定過程への反映のあり方について整理を行った。

意見聴取の方法や手段については、様々な区分の方法や考え方があるため、今回の検討に基づく整理は、あくまで一例にとどまるものであり、今後も様々な形で取組を進めていく必要がある。

反面、他府県における取組事例等をもとに区分し、聴き取り等によりそれぞれの方法のメリット、デメリットの整理を行ったものであることから、一定の傾向は把握できたものと考えられる。

また、インターネットを活用したアンケートやスカイプを用いたWEB会議は、それぞれ、試行ではあるものの、実際の活用を想定し実施したものであり、その結果、900を超える意見が寄せられ、また、WEB会議においても、自分のホームグラウンドで回答できるという気楽さからか、参加者のほとんどが緊張することなく、伸び伸びと発言できていたなど、両方とも、十分実用に耐えうる方法であり、広域な本道にあっては、特に有効な手段であることを確認することができた。

当課においては、まずは、次期の「北海道青少年健全育成基本計画（どさんこユースプラン）」の改訂にあたり、改訂に向けた各段階において、今回検討した手法等を参考に、若者からの意見聴取を実施し、その意見等も踏まえながら新計画を策定していくこととしているが、各部、各課におかれても、今回整理した意見聴取等の方法や他府県における取組事例などを参考とされ、今後の施策検討・決定に向けては、あらゆる分野において、積極的に若者意見を聴く取組を推進され、道政に反映されることを期待する。



公益財団法人 北海道青少年育成協会

家族が団らんでできる機会を持ち、  
心のふれあう明るい家庭づくりを...

---

---

若者意見の聴取と  
道政への反映方策の検討について  
(今後の取組に向けて)

北海道環境生活部くらし安全局  
道民生活課青少年グループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
TEL : 011-231-4111 FAX : 011-232-4820

発行 平成29年4月

---

---